

# ヴィアティン三重ファンクラブ会員規約(バスケットボール)

## 第1条 目的

- 1 (株)ヴィアティン三重ファミリークラブ(以下ヴィアティン三重)の活動を支援し、地域におけるスポーツの健全な発展により、未来ある子供たちの夢を育み青少年の健全育成を図る事を目的とします。

## 第2条 名称

- 1 名称をヴィアティン三重ファンクラブ(以下ファンクラブ)とします。

## 第3条 会員資格

- 1 ヴィアティン三重の活動を支援し、目的に共感・支援する方とします。
- 2 ファンクラブへの入会申込みを行い、会費を納入した方とします。
- 3 ファンクラブ会員規約を遵守できる方とします。(規約は別に定めます)

## 第4条 会員種類

- 1 会員の種類は法人会員は5種類。  
(ゴールド会員、シルバー会員、ブロンズ会員、オレンジ・V、オレンジ会員)  
個人会員は3種類。  
(ゴールド会員、シルバー会員、一般会員)

## 第5条 会費

- 1 会費は法人会員、個人会員ともに年会費とし会員種類は別途定める事とします。
- 2 会費は所定の銀行口座からの引き落とし、振込、現金にて支払う事とします。
- 3 一度納入された会費は理由の如何を問わず一切の返金はいたしません。

## 第6条 入会申込手続き

- 1 所定の入会申込書を提出し、会費をお支払いいただいた時点で会員資格を有します。

## 第7条 会員証

- 1 ファンクラブ会員には会員証を発行します。
- 2 会員は、会員証を他人に貸与または譲渡することはできません。
- 3 会員証を紛失または盗難などにより紛失した場合、手数料を納付のうえ再発行しなければなりません。
- 4 会員証は退会時に返却しなければなりません。

## 第8条 会員期間

- 1 法人会員の会員期間は入会月から11ヶ月後にあたる月の末日まで、または会員もしくは代理人が退会届を提出するまでとします。
- 2 個人会員の会員期間は入会日から翌6月末日まで、または会員もしくは代理人が退会届を提出するまでとします。
- 3 会員期間は退会届の提出がない限り、自動更新とします。

## 第9条 退会

- 1 退会を希望する者は退会を希望する前月の15日までに退会届を提出し、会員カードを返却し、退会することができます。その際、会費の返金は一切いたしません。

## 第10条 会員の住所変更等の内容の変更

- 1 申込書記載内容に変更等があった場合には速やかに変更箇所を文書にて提出してください。

## 第11条 会員資格の喪失

- 1 会員は、次のいずれかに該当する場合は、ただちに会員資格を喪失します。  
1-1本規約に違反した場合。  
1-2会費を滞納した場合。  
1-3ファンクラブの活動・目的に妨げとなる行為があったと判断された場合。

## 第12条 サービスの授受

- 1 会員はファンクラブが定めるサービスを利用できます。
- 2 会員は提携店等におけるサービスが利用できます。
- 3 会員は郵送・電子メール等でのサービス及び資料等を受け取ることができます。

## 第13条 個人情報の保護

- 1 入会時に入会申込書に記載された個人情報は、ヴィアティン三重が適切な方法によって管理します。
- 2 上記個人情報は本チームの運営、活動に必要な範囲にのみ利用できるものとします。
- 3 法令または関係指針等により認められている場合、または司法・行政機関等による法令に基づく開示請求を命じられた場合を除き、第三者への提供は行いません。

## 第14条 事務局

- 1 ファンクラブの事務局を  
三重県桑名市和泉680(株式会社ヴィアティン三重ファミリークラブ内)に置きます。

## 第15条 規約の改定

- 1 ファンクラブは本規約を必要の都度、変更・改定・追加することができる事とします。

平成24年5月21日より施行。

平成26年12月9日改定。(名称変更)

平成29年1月9日改定。(ファンクラブカードをCNポイント付に変更)

令和2年7月30日改定。(バスケットボールの会員対象として施行)

令和3年6月30日改定(CNポイントカード廃止)